

令和7年度
寄せられた「町民の声」とその対応状況

No.	寄せられた「町民の声」の内容		対応・取り組み状況	
1	項目	ゆりはま商品券について		
	受付日	令和7年3月31日	担当課	福祉課
	2025年も湯梨浜町商品券は販売されるのでしょうか。 我が家は、毎年商品券を購入したい気持ちはありますが、所得が低く、手元に残るお金がありません。湯梨浜商品券は裕福な人向けの施策なのでしょうか？買える人が限られているような気がします。平等公平になるように、我が家みたいな世帯のことをもう少し考えた施策をお願いします。 例えば購入制にするのではなく、全世帯に商品券配布など、全世帯が恩恵を受けれるように今年は改善されることを切に願います。		お見込みのとおり2025年度も商品券の販売を予定しています。全世帯への配布など全世帯が恩恵を受けられるようにとのご意見ですが、全世帯への商品券の配布は、財源にも限りがあり現時点では考えておりません。今後も物価交渉の影響等を注視し、国等の動きとも呼応しながらご指摘も参考に必要な対策を講じてまいります。	
2	項目	いのししについて		
	受付日	令和7年6月23日	担当課	産業振興課
	いのしし狩りをしてほしい。		イノシシを含む有害鳥獣捕獲については、原則、狩猟者免許を持ち、狩猟者登録がある者に対して町が有害鳥獣捕獲許可を出している有害鳥獣捕獲従事者が実施しております。 また、農業被害をおよぼす有害鳥獣について、町民の方より役場産業振興課へ農業被害報告があった場合は、役場産業振興課が有害鳥獣捕獲従事者から選んだ鳥獣被害対策実施隊員に駆除等を依頼する方法で実施しております。 なお、町民の方からの農業被害の報告については、役場産業振興課（電話35－5385）にお名前、被害場所、被害内容等を通報していただくこととしています。詳細は町ホームページをご覧くださいか役場産業振興課にお問い合わせください。	
3	項目	はわい道の駅男子トイレの全面洋式化について		
	受付日	令和7年5月7日	担当課	産業振興課
	はわい道の駅男子トイレ和式全2基を2025年度内で全面洋式に改装して完全洋式化へしてください。 理由として和式トイレは、足腰が不自由な方や長時間しゃがんでいることがつらい方には不便なものです。 洋式トイレにすると、立ち上がり動作が楽になり、安定した姿勢で用が足せるようになります。安心できるバリアフリーにするようよろしくお願いします。 暖房機能がついた便座であれば暖かく快適に使用できます。シャワートイレが完備されている場合は、清潔に使用できます。体にストレスを感じずにトイレを使用できるのは大切なことです。		道の駅はわいのトイレは、国土交通省が設置されているものですので、いただいたご意見は国土交通省に伝達し、町としても早期の改修を働きかけてまいります。 今後も、利用者の皆様に道の駅はわいを快適にご利用いただけるよう務めてまいりますので、引き続きのご利用をお願いいたします。	
4	項目	パンフレットコーナーについて		
	受付日	令和7年5月30日	担当課	中央公民館
	パンフレットコーナーの倫風の冊子の表紙が見えてなかったの、下に詰め物をして見えるようにしました。 あとで何か別の方法で見えるようにしてください。		小さいサイズのパンフレット等については、中に段差を作り、表紙が見えやすく配架しました。 また、イベント関係と町県等からのお知らせを分けて見やすく配架しました。	

	項目	ハワイアロハホールの公衆電話設置と電気料金の支払いについて		
	受付日	令和7年6月10日	担当課	まちづくり企画課・総務課
5	ハワイアロハホールでの健康診断（町の集団検診）を受けるために母親を送り、終わったら迎えに行くので電話をするように話した。 母親は、終了後に電話をしようとしたが携帯電話を持っておらず、アロハホールに公衆電話が無かったため事務所内の電話をお借りした。 ①ハワイアロハホールや役場等に公衆電話が無いことで困る方もいるのではないのでしょうか。 ②電話の使用料10円を請求され、支払いは本庁舎（出納室）の方でと言われた。支払いのために役場に行かないといけないのでしょうか。ハワイアロハホールで支払いができたと思います。		〔まちづくり企画課〕 このたびのご要望は羽合分館での対応から生じた事と考えます。 ①ハワイアロハホールにも以前は公衆電話がありましたが、携帯電話の普及により、利用者が減少していることから、撤去された経過があります。アロハホールでは困る方が無いように、今回のように状況に応じて電話をお貸ししています。 ②アロハホールでは分任出納員が配置されていることもあり、状況に応じてその場で受領しています。今回の要望について羽合分館と情報共有し、羽合分館への分任出納員配置について要望しました。また横の連携を図り、アロハホール及び羽合分館双方の職員でもこのようなケースについて受領できるよう対応します。 〔総務課〕 現代におけるスマホ・携帯電話等の普及に伴う公衆電話の利用率の低下や設置に係る維持管理の観点から、現在、役場庁舎には公衆電話を設置していません。ただ、今回ご意見にもありましたように、万が一携帯電話等を持ち合わせていない際に、連絡をとらなければならないようなことが生じた場合には、使用料のご負担はかかりますが、庁舎内の電話を使っていただくなどの対応（使用料は同じ庁舎内で支払可能）もさせていただいておりますので、お困りの際には、お近くの職員にお声掛けください。	
6	項目	固定資産税の納付について		
	受付日	令和7年6月23日	担当課	町民生活課
	固定資産税の納付期限が早すぎて払えない。年金支給後の期日に変更してほしい。		固定資産税と町県民税は、これまで本町においては納期を8期としていましたが、全国の市区町村の行政手続きの標準化・電子化推進に対応するため、令和7年度からそれぞれ国が示す標準的な回数である4期に変更し、納期限を町県民税と重ならないようにしています。また、県内全市町村の固定資産税の第1期も5月末となっています。 固定資産税の納期は、令和7年度から第1期が5月末となりますが、全国の市区町村の動向に合わせた変更ですので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	
7	項目	活性化センターはまなすの大型洗濯機について		
	受付日	令和7年7月28日	担当課	産業振興課
	はまなすに設置されている大型洗濯機が故障しています。春からのようですが、修理時期はいつになるのか、大型の洗濯機は泊地区内には無いので、使用できなくて困っています。 いつごろ使用可能となるのか教えてください。		令和6年12月に故障して、その後業者に対して修繕依頼をしていたところ、その業者とメーカーとの間で修繕見積りに時間を要しました。令和7年7月28日に業者より修繕が完了したとの報告があり、現場にて修繕を確認しました。	
8	項目	封筒の住所・宛名の文字について		
	受付日	令和7年8月6日	担当課	総務課
	(湯梨浜町役場から届いた封筒の添付あり) 封筒の住所番地と敬称が後付けした感じです。バランスよく書いてほしいです。 「文字は人なり」と言われています。		このたびは貴重なご意見をいただきありがとうございました。 手紙の宛名は、受け取られる方に対して敬意や思いを伝えるための大切な部分です。職員一同、宛名を書く際の基本的なルールやマナーを今一度確認し、文字の得手不得手はございますが、文字の大きさと間隔、配置などを意識し、丁寧に宛名を書くよう心がけてまいります。	

9	項目	歩道の雑草について		
	受付日	令和7年8月26日	担当課	建設水道課
	田後のあじそう近く、お弁当屋さんの道を挟んで向かいにある空地（売地でしょうか？）の雑草が激しく増えています。歩道にまではみ出しているため通行しづらく支障をきたしています。雑草の刈り取り、撤去をお願いします。		現地を確認した結果、要望箇所は国道179号沿いの歩道であることを確認しました。道路管理者である県へ情報提供を行いました。	
10	項目	防犯カメラの設置について		
	受付日	令和7年7月5日	担当課	総務課
	近年は子供を対象とした犯罪が増えている。通学途中での不審者からの声掛けなど流れてくるが、都会とは違い、屋外に防犯カメラが設置されている箇所が少なく犯罪が起きた際の手掛かりが少ない状況に不安を感じるため、防犯カメラの設置に力を入れてもらいたい。		町での防犯カメラの設置はプライバシー保護やコストの観点から難しいのが現状です。区での公民館や共用施設への設置は倉吉警察署からの助成金を申請することができますので、各区で検討していただければと思います。	
11	項目	横断歩行者妨害の取り締まりについて		
	受付日	令和7年7月5日	担当課	総務課
	通学で信号機のない横断歩道を渡る際に停止する車が増えているが、まだまだ不十分であると思う。横断歩行者等妨害の取り締まりを朝夕と実施するよう所轄警察署へ要望してほしい。		具体的な場所の記載が無いため、場所については指定できかねますが、通学時間帯での横断歩道付近の取り締まりを強化していただくよう倉吉警察署に伝達致します。	
12	項目	ゴミの回収について		
	受付日	令和7年7月5日	担当課	町民生活課
	地区へ会費を支払わないとゴミ捨て場を使用できない制度は間違っていると思う。ゴミ袋代を支払っているの、町は無償でゴミを回収する義務があるはず。是正するよう町から地区へ通達して欲しい。		町のごみ処理の仕組みとしては、地区にごみステーションを設置していただき、ステーションのごみを回収し、処分する流れとなっています。地区のごみステーションの管理、運営は地区にお願いしており、ごみステーションに関する会費、使用方法については、地区に相談していただければと思います。また〇〇区長（※相手方の区長）に対して本件について聞き取りと要望を伝えました。	
13	項目	はわい長瀬団地について		
	受付日	令和7年9月2日	担当課	町民生活課
	はわい長瀬団地に住んでいる者です。はわい長瀬団地の運営期間は、令和8年度末までの予定ということですが、もう令和7年も終わります。この先も町営で運営、老朽化で建て替えを希望です。今後どうなるのか不安なので、どうされるのかを教えてください。学校、仕事のことを考えると、今後もしわい長瀬団地に住みたいです。		はわい長瀬団地は、旧雇用促進住宅を引き継いだもので、その際に令和8年度までは町が必ず運営する旨の契約となっていますが、住民の中には令和8年度以降に住めなくなるのではないかと不安に感じている人もおられるようで、区長へは常に情報共有し、入居者へ周知していただいています。今年度実施する町営住宅長寿命化計画改定についても区長へは情報提供し、入居者へ周知してもらっています。今回、いただいたご意見についても区長と相談し、必要があれば再度区長を通じて情報提供し、不安を解消していくようにするとともに新たな計画がまとまれば、また入居者へ情報提供していきます。	
14	項目	はわい温泉にスナックを		
	受付日	令和7年1月14日	担当課	産業振興課
	羽合温泉にスナックが欲しい。上井まで出なくては行けない。東郷温泉にはある。		ご要望の趣旨を直接お伺いしたところ、以前あった店が閉店したため、今は上井まで出て飲んでいるのが不便とのことでした。町が制定している新規出店への補助制度などありますが、最終的には各事業者の判断になります。	

	項目	町内道路歩道の除草について		
	受付日	令和7年9月11日	担当課	建設水道課
15	町道、県道の車道、歩道に草が伸びて通行の支障になっている。適性な管理ができていない。特に県道の通行量が多い区間はひどい状態である。 また、東郷川も数年前から除草されず伸び伸びで交差点付近では危険な状況もあり事故にもなりかねない。 県、町はパトロールをしていると思うが、このような管理ではダメです。早急に対応をしてください。		町道の除草は、幹線町道を中心に業務委託により実施する場合を除いて、主に地域の方の奉仕活動などによるご協力をいただいて行われているところです。町では、道路交通上支障がある場合など、対応が必要と判断した場合には、緊急での対応も行うようにしておりますので、そのような場合は、お手数をお掛けしますが、役場建設水道課（電話35－5314）までご連絡くださいますようお願いいたします。 また、東郷川及び県道の除草につきましては、管理者であります鳥取県に対し、既に要望しているところでございますが、再度、いただきましたご意見を伝えながら、早期の実施を要望して参ります。	
	項目	県道、東郷川周辺の除草について		
	受付日	令和7年9月11日	担当課	建設水道課
16	東郷大橋から三朝線に行く東郷川周辺の草が背高くなっていて視界が悪く安全面においてよくないと思います。 以前は時期で草刈りをしておられましたが、近年されてないように思います。小学校も近いことから、ぜひ除草されることを希望します。		町道の除草は、幹線町道を中心に業務委託により実施する場合を除いて、主に地域の方の奉仕活動などによるご協力をいただいて行われているところです。町では、道路交通上支障がある場合など、対応が必要と判断した場合には、緊急での対応も行うようにしておりますので、そのような場合は、お手数をお掛けしますが、役場建設水道課（電話35－5314）までご連絡くださいますようお願いいたします。 また、東郷川及び県道の除草につきましては、管理者であります鳥取県に対し、既に要望しているところでございますが、再度、いただきましたご意見を伝えながら、早期の実施を要望して参ります。	
	項目	羽合地区のゴミ回収について		
	受付日	令和7年10月9日	担当課	町民生活課
17	羽合地区田後の可燃ゴミ回収時間、朝方6時前後に回収されます。 いくら何でも早すぎます。（東郷地区は8時過ぎに回収されているそうに。） 前日の夕方に出せば良いけど、夕方6時過ぎも鍵当番さんが鍵を開けなかったりするケースが有るし最近物騒だから回収日前日でなく当日の朝に出す人だっています。 回収業者さんに一度メールしたけど湯梨浜町役場さんから指定されましたの一言で済まされました。 羽合地区や田後地区のゴミ回収時間、もう少し考えていただけると助かります。 それと松崎駅前の周辺に指定袋に入れられてるゴミが適当に捨てられていて見た目悪いので何とかして貰えませんか。		田後地区を含めた羽合地域は、ごみの量が多いため朝6時前後に一度回収し、その後7時を過ぎてからもう一度回収を行っています。 松崎駅周辺のごみについて、松崎駅周辺はごみステーションが設置されていないため、指定袋に入れたごみを道路脇に置いておき、業者が回収しています。 見た目には良くないのですが、ごみを出す時間帯を決めて出しており、朝の内には回収が終わりますのでご理解ください。	
	項目	スーパースライダー到着地の管理について		
	受付日	令和7年10月24日	担当課	産業振興課
18	潮風の丘に設置されているスーパースライダーは使用されなくなって何年にもなります。 故障が相次ぎ、スーパースライダーが休止（廃止？）されていることは理解できますが、適切な管理もされず放っているのはいかがでしょうか？ 潮風の丘は、スーパースライダーの用地も含め、指定管理されていると思います。（間違っていたら申し訳ありません） 一度、現地を確認していただき（すでに確認されているようでしたら申し訳ありません）、せめてスーパースライダー到着地周辺の、春と秋の草刈りやボロボロになったフェンスの対応など適切な管理を実施するよう指導していただきたいと思います。 もし、指定管理の対象外でしたら、町有地でもありますし、町として適切な対応をお願いします。		指定管理者であるチュウブに連絡して対応を求めました。 草刈りについては早急に対処します。	

	項目	教育委員会で働いておられる方の勤務について		
	受付日	令和7年11月11日	担当課	教育総務課
19	学校の先生方は、「働き方改革」の名のもとに、業務を効率よくするためにさまざまな工夫を凝らし実践しておられると聞きます。その先生方を管轄する教育委員会の方が、平日は夜遅くまで残り、土日も出てきて働いておられるこの矛盾はいつ解消されるのでしょうか。		各種会議等の時間の短縮、作成資料の簡素化等の具体的な取り組みを通じ、引き続き一層の時間外勤務の縮減を推進します。併せて国・県の調査依頼の精選及び様式の簡素化についても引き続き国・県に要望していきます。	
	項目	野焼きの全面禁止を求める件について		
	受付日	令和7年11月21日	担当課	町民生活課
20	野焼きの煙や臭気により、生活に大きな支障をきたしている。天気が良くても、満足に窓を開けたり外に洗濯物を干したりできない。これまでも町内放送による注意喚起が行われているようだが、効果が見られない。 野焼きによる煙や臭気は、住民が新鮮な空気を吸い、健康で安全な生活を送る権利を侵害している。これは単なる迷惑行為にとどまらず、人権侵害に当たると考える。 また、雑草などは本来指定ごみ袋で出すべき廃棄物であり、これを燃やすことはゴミ処理費用の負担逃れにつながる可能性がある。 さらに、路線や道路が煙でおおわれることで交通の安全が脅かされ、児童・生徒がその中通学・帰宅するする状況は、看過できない。加えて、野焼きを原因とする火災が全国各地で発生し、中には大きな人的・物的被害が起こった例もある。 このような事態から住民を守るため、野焼きを全面禁止とする条例を速やかに策定すべきである。仮に全面禁止が難しい場合でも、通報制度の整備や巡回・指導の徹底など、具体的な対策を早急に講じていただきたいと強く要望する。		廃棄物の野外焼却（野焼き）は次の禁止除外事項を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止事項として規定されています。本法には罰金規則も盛り込まれており、本町ではこれまで同法に基づいて周知、啓発、助言等を実施しており、悪質な場合は倉吉警察署に出動と指導の要請をしているところです。また、こういった相談事や事例が頻繁に起きることから、最近と同様に定時の防犯パトロール時に併せて「野焼き」事象に留意いただき、指導等の実施をお願いしているところです。 なお、町独自の条例制定は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2を根拠とし、運用しているため考えていません。 なお、禁止適用除外事項として次の事項があります。 （廃棄物処理法施行令第14条による次の事項） ●公益上若しくは社会の習慣上やむを得ないもの又は周辺的生活環境に与える影響が警備であるもの。 ・国、地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却 ・震災、風水害、火災、凍霜等の災害の予防、復旧のための必要な焼却 ・風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却 ・農業、林業、漁業を行うためにやむを得ないものとして行われる焼却 ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの ●国の定めた基準に沿った廃棄物の焼却 ・構造基準及び焼却基準に適合した焼却炉	
	項目	貸し出し農園のシステムについて		
	受付日	令和7年8月21日	担当課	産業振興課
21	町民のための貸し出し農園は誰のためにあるのでしょうか？移住者にとって僅かな空地または土地でも借りることは周囲の一部の反感や事情等もあり叶いませんでした。 現在貸し出し農園はすべて埋まっていると聞いていました。空かない限り無理であることを知りました。 ところが1件の人が何区画分も借りて野菜市にも出されていると知りました。貸してほしい全ての町民に平等であってほしいと思いました。 例えば1件1区画までとか、色々と考えて平等に使うことができたり、楽しめるシステムを作ってほしいと望みます。あるいは、現在荒れて誰も使っていない農地を新しく作ってほしいです。		令和7年8月20日現在、はわいふれあい農園は40区画中40区画、泊体験農園は13区画中7区画の利用がございました。その後、令和7年10月20日に、はわいふれあい農園で2区画の退園があり、現在は農園の利用希望者が1名いらっしゃる状況です。また、泊体験農園は空き区画がございますのでお貸しできる状態ですが、羽合地区のはわいふれあい農園は、近年空き区画がない状況が続いています。 そこで、誰でも農園を体験できる「貸し出し農園システム」を提供するため、令和9年度より体験農園は1人2区画までとさせていただきます。多くの方に利用していただきたいと考えております。 令和9年度から変更する理由については、春植え、秋植えを計画している方や退園する方にとって、すぐに耕作内容を変更することは難しく、十分な移行期間を確保するためです。また、荒れて使っていないと見受けられる区画については現状を利用者に確認させていただきます。管理ができないということであれば、利用前の状態に復し退園していただくようにします。 今後、はわいふれあい農園の2区画の空き区画については、町報、町HP等で公平に公募し、希望者が多数の場合は抽選とする予定です。	

22	項目	介護保険料の特別徴収について		
	受付日	令和7年11月27日	担当課	町民生活課
	介護保険料の特別徴収で、なぜ年金から全て引いてないのですか？高齢者が、制度を理解できないので年金から引いてもらえないですか。用紙の内容も理解できないし、支払いも理解できなので考えてもらえますか。 町より政府の方へ国民の声として上げてください。		年金天引きができるのは、老齢基礎（退職）年金・遺族年金・障害年金が年額18万円以上の場合です。老齢基礎（退職）年金・遺族年金・障害年金が18万円未満の場合、年金天引きできません。 老齢基礎（退職）年金・遺族年金・障害年金が年額18万円以上でも、以下の場合は年金天引きができず納付書でのお支払いとなります。 1. 年金途中で保険料が減額、増額になった人 2. 65歳到達年度 3. 老齢基礎（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給開始年度 4. 湯梨浜町に転入した年度 5. 年金現況届の提出を忘れたとき 6. 年度途中に天引きが中止になったり、支払いが終わられた方（次年度は納付書でお支払いとなります。）	
23	項目	松崎駅前の看板等について		
	受付日	令和7年12月17日	担当課	産業振興課
	松崎駅前の案内板が汚くぼろぼろです。町内の案内板も同様のところがあります。早期の改善と定期的な管理を望みます。		松崎駅前の観光看板につきましては、現在修繕工事に着手しており、令和8年2月27日までに完了する見込みです。 また、案内板につきましても年次的に修繕等、適切な対応を行っていく予定です。	

	項目	住民作品展の送迎について		
	受付日	令和7年11月26日	担当課	中央公民館
24	年に一度の住民作品展にマイクロバスを出してほしい。老人には車が無く、直通バスも無いため。		ご家族、ご近所や知り合い仲間などで乗り合わせができればいいのですが、いただいたご意見のとおり交通手段が無くて参加したくてもできない高齢者の方もおられます。 バス1台が一度に町内を回るのもかなり時間が掛かり、乗っている方の負担になることもあります。 住民作品展は開催期間が1週間程度ありますので、試験的に地域ごとに日にちを決めて午前・午後1便とか、事前申し込みで一定数申し込みがないとと運行しないとか、共催の町文化団体協議会等でもご意見を聞きながら来年度の開催に向けて検討を行いたいと思います。	
	項目	げんき館のトイレについて		
	受付日	令和7年12月17日	担当課	生涯学習・人権推進課
25	げんき館のトイレにペーパータオルとゴミ箱を設置してほしいです。		トイレへのペーパータオル及びごみ箱の設置につきましては、防犯及び適切な施設管理の観点から、不審物の混入や不適切な廃棄を防ぐため、共用部へのごみ箱設置を最小限に留めています。 個別での手拭き用ハンカチ・タオル等での対応をお願いいたします。	
	項目	げんき館スタジオプログラムについて		
	受付日	令和7年12月17日	担当課	生涯学習・人権推進課
26	スタジオプログラムは、祝日の日は全プログラムが休養になるのはなぜですか？		祝日のスタジオプログラムについては、過去の祝日の参加状況（1日の平均利用者が3名）等踏まえ、今年度より全プログラムを休講とさせていただいております。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどお願い申し上げます。 なお、げんき館のジムは通常どおりご利用いただけますので、健康維持のため引き続きげんき館へお立ち寄りください。	
	項目	町道で遊ぶ子供について		
	受付日	令和7年12月25日	担当課	教育総務課
27	町道でキャッチボールやサッカーをする子供がいる。ボールを取りに飛び出してくるきたり、他人の敷地に勝手に入ってボールを取ったりで困るし危ない。 冬休みを前に学校で道路は遊ぶ所ではないということを教えてあげてほしい。		児童生徒への指導については、各学校においてチラシ等により長期休業前に実施していますが、今回の件を踏まえ改善の指導を行います。 （配布チラシ） ■各小学校「冬休みのくらし」 ■湯梨浜中学校「冬休みの生活心得」	
	項目	地域おこし協力隊について		
	受付日	令和7年12月17日	担当課	まちづくり企画課
28	知人の息子が福岡県内の地域おこし協力隊で活動し、その後定住して市に貢献しています。湯梨浜町の協力隊の方が定住したくなくような有用な活用と生活の保障をお願いしたい。		現在、町内の地域おこし協力隊員の皆様は、地域の皆様の暖かいご支援やご協力により、観光、デジタル活用、健康づくり、コミュニティー・ガーデニングの分野で、町の魅力発信や企画、地域支援などを行っています。 定住に向けて、地域の皆様とのふれ合いを大切にし、隊員の抛り所、故郷となることを目標としており、地域との関係性づくりを重視し取り組んでいます。 生活の保障につきましては、国の地方創生事業を活用しながら、任期満了後の起業・事業継承に関する補助金を整備し、隊員に活用いただいています。これまでに地域おこし協力隊を退任後に、約半数の方が湯梨浜町に定住し、隊員での経験を活かしながら、各分野で活躍をされています。隊員との対話、隊員や多くの皆様との連携を密にしながら、今後も支援体制を充実させていきたいと考えています。	

29	項目	ゴミ出しの時間について		
	受付日	令和8年1月21日	担当課	町民生活課
	ゴミ出しが朝6時～7時（前夜19時から）までに出さなくてはならないので、雪の時また地面が凍っている時は出せません。あまりにも朝早いので、もう少し8時までぐらいにしてもらいたいです。		収集時間は、収集業者の車両、人員、収集範囲、収集量、処理場の体制等を考慮し決定しているので変更は困難です。	
30	項目	動物の被害について		
	受付日	令和8年1月21日	担当課	町民生活課
	犬のフンが我が家の駐車場の真ん中にしてある。猫がベランダで鳥を食べて、ベランダに鳥の死がい、羽で困っています。また玄関で鳥を食べている。もっと動物を飼う人は迷惑をしないよう道徳を守ってもらうように指導をしてもらいたい。		〇〇地区（※相手方の地区）に犬、猫の適正な飼育をお願いする放送を行います。	
31	項目			
	受付日		担当課	